



全国社会福祉協議会様 全国社会福祉法人経営者協議会様

介護技能実習編

JP21 日本担当涉外 村上 武

◆ 会社名

JP21 SERVICES AND DEVELOPMENT CORPORATION

◆ 所在地

30-19 Liza Drive, Villa Teresa Subdivision, Angeles City, Pampanga

神奈川県横浜市磯子区磯子2-21-12 3F(日本支社)

◆ 電話番号

tel:045-352-8296 Fax:045-370-8581 ISD:010-63-45-901-1367

◆ E-mail

info@jp21.co.jp

◆ POEA認可番号

POEA-029-LB-103018-PL



1



2

◆ 理 念 VISION

- 国際的なネットワークと経済活動を通じて、国や地域の課題を解決し、人々を豊かにする先導的機関となること。

◆ 任 務 MISSION

- 将来の人々により良い環境を引き継ぐために、より多くの青年と壮年に変革の機会を提供し持続的に社会と人の開発を行うこと。

◆ ビジネス哲学 BUSINESS PHILOSOPHY

- 競争の激しいビジネス環境の中、JP 21は顧客に求められたタイミングで最良のサービスと商品を提供し長期的な関係を築くことを重視しています。これが我々の成功への鍵だと確信しています。

JP21は信念に基づき近代的技術を用い、最高かつ最良のサービスを提供します。

それにより従業員、顧客とのパートナーシップや信頼関係を築いていきます。

我々の質の向上へのこだわりこそが差別化です。我々が社内外において持続的に発展していくことこそ成長の礎です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

「女性の輝く社会」の実現を支援

SDGs (※) に基づき「女性の輝く社会」の実現を支援しています。

(※) Sustainable Development Goals
ニューヨーク・国連本部開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



JP21

Services and Development Corp.

監理団体の選び方①

インターネットから検索してパツと
良い監理団体と出会うのはかなり難しい！！！！

監理団体の数

- 一般監理団体 全国で1503社（うち介護取り扱い381社）
- 特定監理団体 全国で1578社（うち介護取り扱い471社）

監理団体合計3081社（介護852社） 令和2年8月現在

※失踪率の高い監理団体は要注意

（技能実習生の失踪率が5%越えている 10%越えは要注意）

監理団体の選び方②

- 監理団体としての経験年数と人数

①外国人の招聘には煩雑な手続きや関係法令が多く含まれます。
知らなかったではすまないのが法律。

失敗も含め経験のある監理団体が望ましい。

②技能実習生の実績人数がどの位の監理団体なのか？

日本人雇用と比べ想定外の事やトラブルも発生しております。

監理団体が実習実施機関と連携を取る上で理解度が高いか？

※優良な監理団体である要件をクリアしているか？



JP21

Services and Development Corp.

監理団体の選び方③

- 介護の技能実習計画の作成指導を出来る人員が監理団体に在籍されているか？また介護の要件をクリアしているか？

- ①技能実習生の招聘には、外国人技能実習機構（OTIT）の認定が必要になります。
また認定には実習計画作成指導者が居なければなりません。
- ②介護の技能実習は全ての監理団体で実習生の招聘が出来る訳では御座いません。

監理団体の選び方④

- 監理団体の業務として組織化が来ているか？

①監理団体には定期的に監査・巡回の業務があります。

また臨時監査に実習生のサポート、技能試験があります。

実習生自身のサポートやメンタルケア、送り出し機関との連携が大切。
怪我や病気、時にはトラブルも発生します。監理団体も一組織として
対応する体制が来ているか？

②知識や経験に乏しい方がやらされているだけの監理団体も目にします。

人を扱う為、そんなに簡単な事では無い。

※少数の監理団体が知識も高く意識が高い為、監理団体に天と地の差がある。

監理団体の選び方⑤

- どんな送り出し機関と契約をしている監理団体か？

①昨今送り出し機関も増えており、金銭のトラブルや法令違反の送り出し機関も摘発されております。また教育レベルもまちまち。

外国政府認定送り出し機関数

・ベトナム	396社	・スリランカ	64社
・ミャンマー	279社	・ウズベキスタン	64社
・フィリピン	275社	・タイ	59社
・インドネシア	234社	・インド	28社
・カンボジア	96社	・バングラディッシュ	27社
・モンゴル	96社	・ラオス	20社

監理団体の選び方⑥-1

- 初期費用や監理費の内訳が明確であるか？また適正価格内であるか？

①実習生招聘の一時金がパッケージ価格のようになっており、内訳が無いケースを目にします。適正価格がある訳では無いが、相場観を含め現実的な金額か？

②存在しない項目を作成しているケースを目にします。
実習生の入国にかかる実費費用の項目は限られております。

※すぐに値引きをする様な監理団体は気になります

監理団体の選び方⑥-2

・介護技能実習生招聘に関する項目及び費用例

介護技能実習生費用項目										
内訳	1	2	3	4	5	6	7	8	9	備考
国	ベトナム 1か月	ベトナム 2か月	カンボジア 2か月	フィリピン 1か月	フィリピン 2か月	TH介護 2か月	TH介護 1か月	IND介護 (N4保有)	IND介護 (N3保有)	
1 入国後講習費(入国送迎費含む)	150,000	200,000	200,000	150,000	200,000	200,000	150,000	200,000	150,000	1名あたり
2 送迎日、書類作成サポート費、入管取次費用、諸雑費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1名あたり
3 その他(健康診断等)										
4										
5 小計(1~4)	250,000	300,000	300,000	250,000	300,000	300,000	250,000	300,000	250,000	
6 消費税(5×10%)	25,000	30,000	30,000	25,000	30,000	30,000	25,000	30,000	25,000	
7 税込み合計(5+6)	275,000	330,000	330,000	275,000	330,000	330,000	275,000	330,000	275,000	
8 技能実習保険(実費)(1年・2年・3年)	22,470	22,470	22,470	22,470	22,470	22,470	22,470	22,470	22,470	1年実習(10,580円) 3号2年(16,280円)
9 航空券(概算)	50,000	50,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	70,000	70,000	目安金額
10 配属時航空券、特急券										
11 現地教育費用(法定講習)	0	0	0	110,000	110,000	0	0	0	0	
12 現地教育費用(介護追加費用)	150,000	150,000	420,000	150,000	150,000	350,000	350,000	150,000	300,000	N4教育費
13 機構申請	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	
14 入国後講習手当(預り金)	60,000	120,000	140,000	85,000	170,000	140,000	70,000	120,000	60,000	実習生に入国時渡す費用
15 小計(8~14)	286,370	346,370	636,370	401,370	486,370	566,370	496,370	366,370	456,370	
16 総合計(7+15)	561,370	676,370	966,370	676,370	816,370	896,370	771,370	696,370	731,370	
■1社あたり費用										
17 渡航費用、交通費、日当	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1社あたり
18 組合入会金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1社あたり
19 消費税	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1社あたり
20 1社あたり費用合計(17~19)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
■月額監理団体監理費、海外管理費										
送り出し機関										
21 海外管理費(消費税外)	10,000	10,000	10,000	150,000	15,000	10,000	10,000	10,000	5,000	
22 国内監理費	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	
23 消費税	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
24 合計	45,200	45,200	45,200	185,200	50,200	45,200	45,200	45,200	40,200	

監理団体の選び方⑦

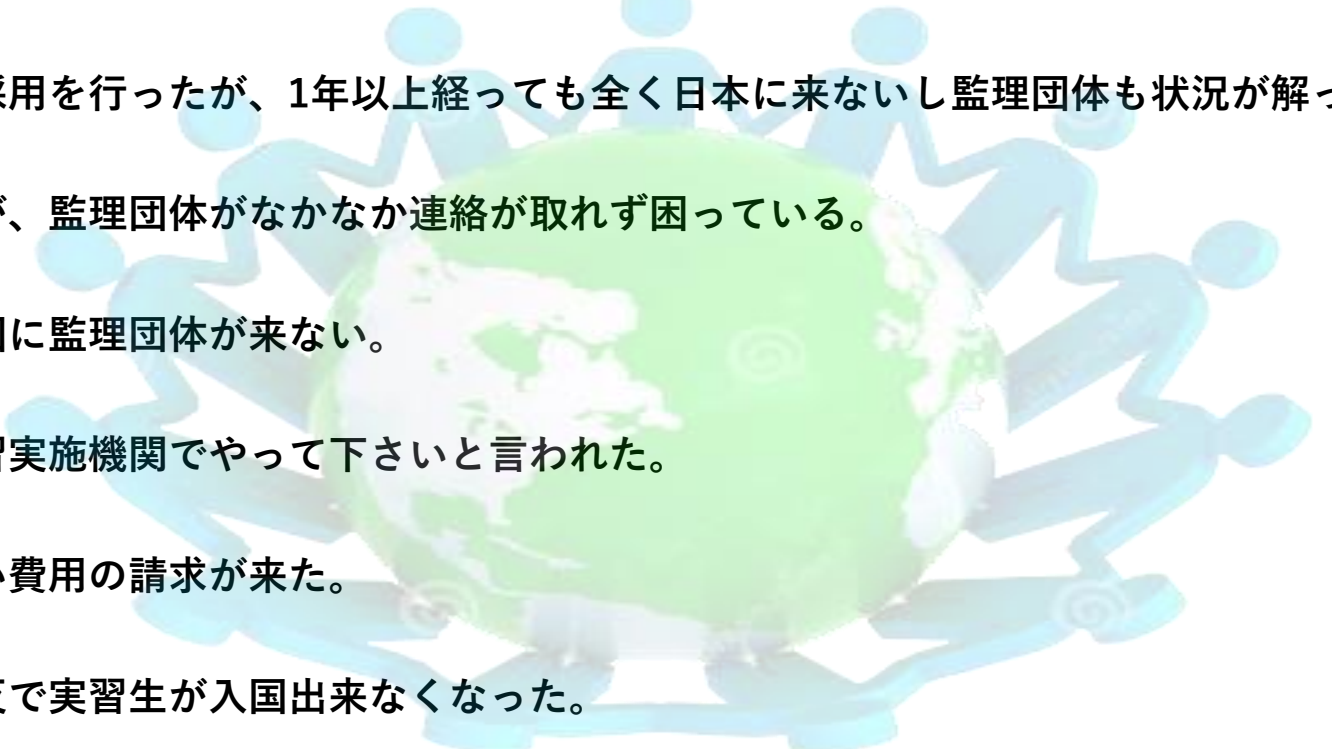
- 実習生の現地に支払う費用が法定内か？
またブローカーやエージェントを通してしている等の把握
- ①多くの国では技能実習生として日本に来る為に借金をして来ます。それぞれの国の法律に基づき行われているか？
現在でも法定外な金額を払って来る子もおります。
監理団体として現地の実態把握・不正防止も大切な事。
- ②ブローカーやエージェントを現地や日本側で使うと当然
そこにお金が絡み、トラブルに発展するケースもあります。

※リクルートの仕組み、細かい所を理解していない監理団体も不安

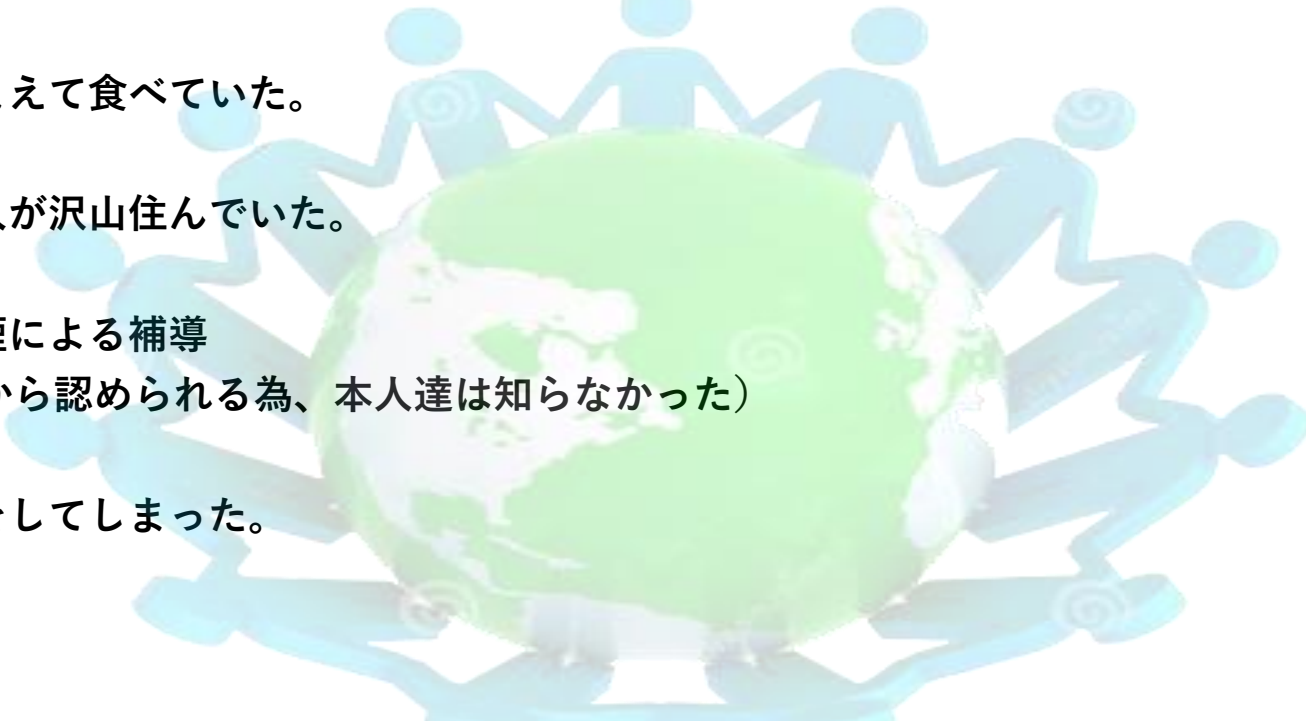
監理団体の選び方⑧

- 実習実施機関と共に創り上げているか？
- ①技能実習の成功は相互理解であり、監理団体が肝である。
- ②監理団体は実習実施機関に監査する立場であり、共創する事が何よりも成功の秘訣である。
- ③人手が足りないから外国人を呼ぶでは多くの問題が発生する。
外国人に来て頂き、技術移管がこの法律の柱である事の理解。

監理団体の契約に失敗した事例

- 
- ①現地に面接に行ったのに、監理団体が介護の許可を持っていなかった為、手続きが出来なかった。
 - ②現地に面接に行き採用を行ったが、1年以上経っても全く日本に来ないし監理団体も状況が解っていない。
 - ③実習生が入国したが、監理団体がなかなか連絡が取れず困っている。
 - ④定期的な監査・巡回に監理団体が来ない。
 - ⑤相談しても全て実習実施機関でやって下さいと言われた。
 - ⑥後から聞いていない費用の請求が来た。
 - ⑦監理団体が法令違反で実習生が入国出来なくなった。
 - ⑧監理団体から言われたとおりやっていたら、実習計画に違反すると言われ、外国人技能実習機構から警告を受けた。
 - ⑨そもそも入口から実習実施機関と実習生のミスマッチ。また実習生の輝けるフィールドが無い等。

外国人の想定外な事例

- 
- ①捨ててある粗大ゴミを勿体ないと思い持って帰って来てしまい、窃盗になってしまった。
 - ②動物や生き物を捕まえて食べていた。
 - ③寮に知らない外国人が沢山住んでいた。
 - ④未成年の飲酒・喫煙による補導
(国に寄っては18歳から認められる為、本人達は知らなかった)
 - ⑤自転車の飲酒運転をしてしまった。
 - ⑥失踪してしまった。
 - ⑦現地で日本に来る前に送り出し機関に100万円。ブローカーに100万円の借金をしてしまった。(利息年利30%)
 - ⑧外国人実習生が一時帰国をしたら、その後日本に入って来れなくなった。

実習実施機関の心構え①

- ・介護の技能実習生を受入れる際の心構え

①介護以外の職種は内定後4～6ヶ月で日本に来れるが、介護職の場合、N4合格が条件にある為、1年以上掛かる事もあり、本人の経済的担も含めて大きい。

②実習生対象者は選択肢は日本以外にもあり、決して日本が条件が一番では無い。

先進国の中で他国に行けないから日本に行く子も少なくない。

実習実施機関の心構え②

- ③外国人と相互理解が大切であり、従業員にも理解が必要。
- ④日本の企業として、日本の魅力も発信しながら、外国人に選ばれる国を目指す。
- ⑤経営者や責任者だけでなく、全職員で取組む事が大切である。
現状でも陰湿なイジメや嫌がらせが多いのも事実。
- ⑥外国人の力なくして、日本は成長出来ない。

介護技能実習生受入れ可能施設



JP21

Services and Development Corp.

対象施設		
【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）		
児童福祉法関係の施設・事業 知的障害施設 自閉症施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療養施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの) 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援	生活サポート 経過的デイサービス事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場) 在宅重度障害者通所支援事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る) 知的障害者通所支援事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る) 居宅介護 重度訪問介護 行動支援 同行支援 外出介護(平成18年9月までの事業) 移動支援事業	指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅※3 第1号訪問事業 指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 指定夜間対応型訪問介護 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業 第1号通所事業 老人デイサービスセンター 指定通所介護(指定療養通所介護を含む) 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム※1 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 軽費老人ホーム※1 ケアハウス※1 有料老人ホーム※1 指定小規模多機能型居宅介護※2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2 指定複合型サービス※2 指定訪問入浴介護	生活保護法関係の施設 救護施設 更生施設 その他の社会福祉施設等 地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限り)
	障害者総合支援法関係の施設・事業 障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業) 短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者支援施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所療養・知的障害者福祉工場) 身体障害者更生支援施設(身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場) 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援	病院又は診療所 病院 診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。



JP21

Services and Development Corp.

介護技能実習生受入れ人数枠

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

一般の実習実施者		優良な実習実施者	
1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3



JP21

Services and Development Corp.

介護における優良な監理団体要件

介護職種における優良な監理団体の要件

	項目	配点
①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。
(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件(p14参照)を満たしている必要がある。)

	項目	配点
②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けて、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協有力有:5点



貴重なお時間をいただき誠にありがとうございました。